



2026年1月28日

各 位

会 社 名 トビラシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 明田 篤
(コード番号：4441 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役CFO 金町憲 優
(E-mail : ir@tobila.com)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2026年2月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 22,500株
(3) 処分価額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。 ※当該普通株式の公正な評価単価は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年1月27日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,255円であり、その総額である公正な評価額は、当該金額に上記の処分する株式数を乗じた28,237,500円です。
(4) 割当予定先	当社の取締役（※） 3名 22,500株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 執行役員及び従業員に対する処分の概要

(1) 払込期日	2026年2月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 140,900株
(3) 処分価額	1株につき 1,255 円
(4) 処分価額の総額	176,829,500円
(5) 割当予定先	当社の執行役員 4名 24,000株 当社の従業員 90名 116,900株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

3. 処分の目的及び理由

当社は、2022年12月21日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅰ」といいます。）、当該条件に加えて当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅱ」といいます。）により構成されます。

2023年1月26日開催の第16期定時株主総会において、本制度Ⅰにより対象取締役に対して無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5万株以内（ただし、最大で3年分累計15万株以内を一括して支給できるものとします。）とし、本制度Ⅱにより対象取締役に対して無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5万株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）について、ご承認いただいております。また、本制度Ⅰにより譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠とは別枠で年額5千万円以内（最大で3年分累計1億5千万円以内）、本制度Ⅱにより譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠とは別枠で年額5千万円以内とすること（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とする）について、ご承認いただいております。

本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの概要については、以下のとおりです。

＜本制度Ⅰの概要＞

本制度Ⅰは、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与するものです。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、概ね3年間（ただし、当社が本制度Ⅰに基づき3年分の譲渡制限付株式を一括して交付した後3年以内に就任した対象取締役については、当該交付における譲渡制限期間の満了時まで）としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

＜本制度Ⅱの概要＞

本制度Ⅱは、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標達成に対するインセンティブを強化することを目的として、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とすることに加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の評価期間における業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与するものです。

業績目標達成に対するインセンティブを強化することを目的とするため、譲渡制限期間及び評価期間は概ね1年間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度Ⅱによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当社の取締役会が目標値として設定した一定の評価期間における業績目標を上回らなかった場合その他一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社の執行役員及び従業員に対して本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。当社の執行役員及び従業員に対して譲渡制限付株式を付与する際には、取締役の場合とは異なり、当社の取締役会決議において当社の執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給を決定し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日

の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象となる当社の執行役員及び従業員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の対象取締役 3 名に対し、本制度 I 及び本制度 II により、取締役としての職務執行の対価として無償交付方式で当社の普通株式合計 22,500 株を、また、当社の執行役員 4 名（以下「対象執行役員」といいます。）及び当社の従業員 90 名（以下「対象従業員」といいます。）、対象取締役及び対象執行役員と併せて「割当対象者」といいます。）に付与される当社に対する金銭債権の合計 176,829,500 円を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 1,255 円）、本制度 I 及び本制度 II により、当社の普通株式合計 140,900 株（以下、対象取締役に対する付与分と併せて「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

当社と割当対象者は個別に本割当契約 I 及び本割当契約 II を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<本割当契約 I の概要>

(1) 謙渡制限期間

割当対象者は、2026年 2月 27 日（割当日）から2029年 2月 27 日までの間（以下「謙渡制限期間 I」といいます。）、本制度 I に係る本割当株式（以下「本割当株式 I」といいます。）について、謙渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（以下「謙渡制限 I」といいます。）。

(2) 謙渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、謙渡制限期間 I 中継続して当社の取締役又は執行役員の地位（割当対象者が従業員の場合、当社の従業員（執行役員を含む。）の地位。以下同じ）にあることを条件として、謙渡制限期間 I の満了時において、本割当株式 I の全部につき、謙渡制限 I を解除する。ただし、割当対象者が謙渡制限期間 I において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点において、2026年 2月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。）に、本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式 I につき、謙渡制限 I を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、謙渡制限期間 I が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、謙渡制限 I が解除されていない本割当株式 I を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式 I は、謙渡制限期間 I 中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謙渡制限期間 I 中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した謙渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年2月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限Ⅰを解除する。

<本割当契約Ⅱの概要>

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2026年2月27日（割当日）から2027年2月27日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、本制度Ⅱに係る本割当株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（以下「譲渡制限Ⅱ」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間Ⅱ中継続して当社の取締役又は執行役員の地位の地位にあること、及び、当社取締役会が決定した当社の売上高及び税引前当期純利益について定める業績目標をいずれも達成したことを条件として、譲渡制限期間Ⅱの満了時において、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限Ⅱを解除する。ただし、割当対象者が譲渡制限期間Ⅱにおいて（ただし、2026年10月期に係る定時株主総会の日以後に限る。）、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した場合であって、当社取締役会が決定した当社の売上高及び税引前当期純利益について定める業績目標をいずれも達成した場合、当該喪失の直後の時点において、本割当株式Ⅱの全てにつき、譲渡制限Ⅱを解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。また、当社は、当社の取締役会が目標値として設定した一定の評価期間における業績目標を上回らなかった場合、本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式Ⅱは、譲渡制限期間Ⅱ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間Ⅱ中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等効力

発生日が2026年10月期に係る定時株主総会の日以後に到来するときであって、当社取締役会が決定した当社の売上高及び税引前当期純利益について定める業績目標をいずれも達成したときに限り、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年2月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱの全てにつき、譲渡制限Ⅱを解除する。

4. 執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分における払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

上記のとおり、対象執行役員及び対象従業員に対する本自己株式処分は、当社の取締役会決議の決議に基づき、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年1月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり1,255円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上